平成２６年（フ）第１５８号
栃木県真岡市阿部品264番地
破産者　木村　光雄
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５９号
栃木県真岡市石島789番地１　パープルコーポ１－３号
破産者　木村　光義
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６２９号
埼玉県北足立郡伊奈町寿１丁目53番地３
破産者　有限会社つげ商
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９９号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田99―703
破産者　今井　昌寿
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７２号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４番７―302号
破産者　日本化工機材株式会社
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７３号
東京都昭島市つつじが丘３丁目４番７―302号
破産者　鈴木　　亮
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８９５号
横浜市金沢区堀口131番地10ウエストヒルＣ館212号
破産者　有限会社京和
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０４７号
名古屋市守山区日の後608番地　プラクティスビル３Ｆ―Ｂ
破産者　株式会社ケイ・エヌエンジニアリング
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８８号
名古屋市中区千代田４丁目９番４号
破産者　有限会社オーパ
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２号
滋賀県長浜市港町２番28号
破産者　株式会社長浜グリーンホテル
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第５７４号
大阪府泉佐野市中町３丁目３番35―101号
破産者　田中　秀宜
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２２２号
奈良市古市町2208番地の40
破産者　マックエンタープライスことＭｃ　Ｈｏｕｓｅこと　原田　敦士
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７５号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目132番地
破産者　影山　敬一
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９０号
松江市上乃木２丁目17番12号　コーポＩＳＨＩＫＵＲＡ205、破産手続開始決定時の住所松江市上乃木９丁目４番43号　ラフォーレＩ202
破産者　羽仁久美子
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６号
岡山市北区番町２丁目６番13号ひばり荘104号
破産者　塩見　豊子
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４８号
広島県東広島市豊栄町清武1810番地の１
破産者　株式会社信興
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４号
東京都調布市飛田給２丁目２番地54
破産者　相田　　攻
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２５号
東京都調布市飛田給２丁目２番地54
破産者　相田　弘子
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２７５号
東京都清瀬市野塩２丁目387番地清瀬野塩アパート15―1511号
破産者　清水比二美
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３０７号
横浜市西区南幸２丁目９番19号
破産者　株式会社アポルトジェンテ
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
福井県敦賀市公文名75号35番地の35
破産者　テイエヌジー産業株式会社
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部